

給水用防錆剤使用管理基準

特定建築物等事務処理要領第7の規定による「給水用防錆剤使用管理基準」は次のとおりとする。

第1 給水用防錆剤の使用の目的

給水用防錆剤の使用は、赤水等対策として恒久対策（給水系統配管の布設替え等）が行われるまでの応急対策とする。なお、応急対策として使用する場合は、次に定めるところによる。

第2 給水用防錆剤の使用の届出

特定建築物において、給水用防錆剤を使用するに至ったときは、その日から1月以内に防錆剤使用届書（別紙様式1）により届出をすること。

第3 変更および廃止の届出

使用する防錆剤の種類または防錆剤管理責任者に関する届出事項を変更したときは、その日から1月以内に防錆剤使用変更届書（別紙様式2）により届出をすること。また、防錆剤の使用を廃止したときは、その日から1月以内に防錆剤使用廃止届書（別紙様式3）により届出をすること。

第4 防錆剤管理責任者の選任

(1) 給水用防錆剤の使用について十分な知識および技能を有する防錆剤管理に係る責任者（以下「防錆剤管理責任者」という。）を選任すること。

防錆剤管理責任者は、防錆剤の注入および管理に関する一切の業務を行うものであること。

(2) 防錆剤管理責任者の資格は、建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者、または公益財団法人日本建築衛生管理教育センターが行う防錆剤管理責任者のための講習を修了した者であること。

第5 給水用防錆剤の適用範囲

給水用防錆剤の適用範囲は、次の各項のとおりとすること。

- (1) 給水栓から採取した水の色度が5度を超える場合でその原因が鉄等である場合
- (2) 給水栓から採取した水の鉄が0.3mg/ℓを超える場合
- (3) 早朝あるいは休日明け等の開栓直後に赤水が認められ、短期間のうちに赤水領域に達すると判断される場合

(注) ただしこの場合、初期注入は行わず当初より定常注入濃度範囲(5mg/ℓ以下)の注入を行うことを原則とする。

第6 給水用防錆剤の品質規格

使用する給水用防錆剤の品質規格は、次のとおりとする。

項目		種類		1種		2種		3種	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号		
主成分	リン酸塩 (五酸化リン (P ₂ O ₅)として)	51%以上かつ 表示値±1% 以内	11%以上かつ 表示値±0.5 %以内			両成分を合計 して51%以上	両成分を合計 して11%以上		
	ケイ酸塩 (二酸化ケイ素 (SiO ₂)として)			62%以上かつ 表示値±1% 以内	13%以上かつ 表示値±0.5 %以内	かつ表示値± 1%以内	かつ表示値± 0.5%以内		
外観および性状		無色、白色ま たはわずかに 着色した固体 状のもの	無色透明の 液体	無色、または わずかに着色 した固体状の もの	1種2号に 同じ	1種1号に 同じ	1種2号に 同じ		
主成分以外の金属等	ヒ素	2mg/kg以下							
	カドミウム	2mg/kg以下	固定換算して	1種1号に	固定換算して	1種1号に	固定換算して		
	鉛	15mg/kg以下	1種1号に	同じ	1種1号に	同じ	1種1号に		
	水銀	0.2mg/kg以下	同じ	同じ	同じ	同じ	同じ		
	不溶分	0.05%以下							

第7 防錆剤の注入方法および使用基準

給水用防錆剤の注入方法および給水栓における水に含まれる防錆剤の含有率に係る基準は、次のとおりとする。

- (1) 給水用防錆剤の注入方法は、液状の防錆剤をポンプにより給水量に応じて注入する方法または給水配管途中にバイパスを設け、個体状の防錆剤を自然溶解させて給水量に応じて注入する方法によること。
- (2) 給水栓における水に含まれる防錆剤の含有率は、赤水等を防止し得る最低濃度とし、定常時においては、リン酸塩を主成分とするものにあつては五酸化リン (P_2O_5) として $5\text{mg}/\ell$ 、ケイ酸塩を主成分とするものにあつては二酸化ケイ素 (SiO_2) として $5\text{mg}/\ell$ 、両者の混合物を主成分とするものにあつては五酸化リンおよび二酸化ケイ素の合計として $5\text{mg}/\ell$ を超えてはならないこと。また、注入初期においては、いずれの場合も $15\text{mg}/\ell$ を超えてはならないこと。

第8 防錆剤の注入装置

- (1) 給水用防錆剤の注入装置は、第7の(2)に定める給水用防錆剤の濃度を安定して維持できる性能を有するもので、かつ、水質の汚染をきたさない材質のものを使用すること。
- (2) 注入装置等は運転状況および性能を定期的に点検し、必要に応じて整備・補修等を行うこと。

第9 含有率および効果の確認

防錆剤の使用状態を適切に管理するため次の点検を行うこと。

- (1) 給水栓における水に含まれる防錆剤の含有率（以下「防錆剤の濃度」という。）が基準に適合しているかどうか判断するため、定常時においては2月以内ごとに1回防錆剤の濃度を検査すること。
また、注入初期においては7日ごとに1回検査すること。
- (2) 防錆剤の効果の判定は濃度管理と並行して行うことが望ましく、判定のための色度（5度以下）および全鉄（ $0.3\text{mg}/\ell$ 以下）の検査を行うこと。

- (3) 防錆剤の濃度および効果の判定のための検査は、公益社団法人日本水道協会の「上水試験方法」またはこれと同程度以上の精度を有する方法によること。

第10 帳簿書類の備付け

給水用防錆剤を使用する特定建築物にあつては、施行規則第20条の規定による次に掲げる帳簿書類を備え付けること。

- (1) 採水の日時・場所，検査日時，検査結果，検査の実施者および検査方法等を記載した防錆剤濃度検査結果表
- (2) 注入装置の点検，整備，補修等を実施した年月日，実施者名および作業内容等を記載した注入装置の点検，整備，補修等実施記録表

改正 令和4年4月1日

別紙様式 1

防 錆 剤 使 用 届 書

年 月 日

市立函館保健所長 様

住 所
届出者
氏 名

〔 法人にあつては，主たる事務所の
所在地，その名称および代表者の氏名 〕

当該特定建築物において防錆剤を使用しますので，下記のとおり
届け出ます。

特定建築物	名 称	
	所在場所	
防 錆 剤	種 類	
	使用開始年月日	年 月 日
	防錆剤管理 責 任 者	氏 名
		住 所

注 1 特定建築物の「名称」および「所在場所」欄には，特定建築物
届出書に記載した名称等を記載すること。

別紙様式 2

防 錆 剤 使 用 変 更 届 書

年 月 日

市立函館保健所長 様

住 所

届出者

氏 名

〔 法人にあつては，主たる事務所の
所在地，その名称および代表者の氏名 〕

当該特定建築物における防錆剤の使用を変更しますので，下記のとおり
届け出ます。

特定建築物	名 称	
	所在場所	
変 更 事 項		
変 更 前		
変 更 後		
変 更 年 月 日	年 月 日	

注 1 特定建築物の「名称」および「所在場所」欄には，特定建築物
届出書に記載した名称等を記載すること。

別紙様式3

防 錆 剤 使 用 廃 止 届 書

年 月 日

市立函館保健所長 様

住 所

届出者

氏 名

〔 法人にあつては，主たる事務所の
所在地，その名称および代表者の氏名 〕

当該特定建築物における防錆剤の使用を廃止しますので，下記のとおり届け出ます。

特定建築物	名 称	
	所在場所	
廃 止 の 理 由		
廃 止 年 月 日		年 月 日

注1 特定建築物の「名称」および「所在場所」欄には，特定建築物届出書に記載した名称等を記載すること。